

令和7年10月に判明した事務処理誤りの概要と対応

委託業者の誤り（1件）

- 令和7年10月16日、A船舶所有者様宛に送付すべき特定保健指導の案内文書（5名分）をB船舶所有者様へ、B船舶所有者様宛に送付すべき特定保健指導の案内文書（5名分）をA船舶所有者様へ誤送付したことで合計10名分の要配慮個人情報漏洩したことがA船舶所有者様からのご連絡で判明しました。

委託業者にて行っている、特定保健指導の案内文書の封入・封緘作業での目視確認が不十分であったことが原因です。

船舶所有者様を通じて、対象者10名の方々に事案の説明と謝罪を行い、誤送付した案内文書を回収いたしました。

再発防止策として、当該委託業者にて行う本業務の封入・封緘作業では、目視による検品を廃止し、スキャナーによるマッチング確認を導入することで、誤送付を防止いたします。

確認事項の見誤り（1件）

- 令和7年10月17日、船舶所有者様宛に送付したオンライン事務説明会の開催案内文書において、送付先郵便番号の記載を誤っていたことが、郵便局からの問い合わせにより、判明しました。

送付状作成ツールにおける設定を誤っていたことが原因です。

送付先郵便番号の記載を誤った船舶所有者様につきましては、正しい郵便番号を記載の上、改めてオンライン事務説明会の開催案内文書を送付させていただきました。

送付状作成ツールにおける設定を固定化するとともに、印刷物のサンプルチェックの実施を徹底することで再発防止を図ってまいります。